

## 新型コロナウイルス感染症に関する各種支援制度（事業主向け）

項目	目的	事業名	内容	窓口
貸付 (かりる)	融資（資金繰り等）	日本政策金融公庫による 新型コロナウイルス感染症 特別貸付	担保や信用力などにかかわらず無担保の一律金利で、融資後の 3年間まで0.9%の金利引き下げを実施据え置き最大5年	日本政策金融公庫 長野支店 (Tel.026-233-2141)
貸付 (かりる)	融資（資金繰り等）	セーフティネット保証 4号、5号、危機関連保証	信用保証付き融資を限度額まで利用中の方に、与信枠を大幅拡 充し、保証料・利子を減免（最大ゼロ金利）	長野商工会議所 (Tel.026-227-2428)
貸付 (かりる)	融資（資金繰り等）	マル経融資の金利引き下げ	前年比5%以上売上げ減少で、融資限度額別枠1,000万円 当初3 年間金利を0.9%引き下げ	長野商工会議所 (Tel.026-227-2428)
貸付 (かりる)	融資（資金繰り等）	経営健全化支援資金 (新型コロナウイルス対策)	最近3ヶ月のうちいずれか1ヶ月の売上高又は収益性が前年同期 比15%以上減少又は危機関連保証を利用する方が対象 金利:年 0.8%	長野商工会議所 (Tel.026-227-2428)
貸付 (かりる)	融資（資金繰り等）	中小企業融資制度資金 (長野県新型コロナウイルス 感染症対応資金)	セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを 活用した場合、保証料・利子の減免3年間の実質無利子・無担 保据置最大5年	取引先金融機関 または、 長野県産業労働部 産業立地経営支援課 (Tel.026-235-7200)
貸付 (かりる)	融資（資金繰り等）	新型コロナウイルス 感染症対策資金	危機関連保証または新型コロナウイルス感染症の発生に起因し たセーフティネット保証の認定を受け、その保証を利用する中 小企業者が対象融資限度額3,000万円貸付利率:年0.8%	長野市商工観光部 商工労働課 (Tel.026-224-8342)
給付 (もらえる)	テナント料補助	長野市事業継続緊急支援金	テナント(賃借)物件で飲食店・小売店等を営み、令和2年4月 の売上高が前年に比べ20%以上減少している長野市内中小企 業・個人事業主に賃料相当額(上限20万円)を助成(一回のみ)	長野市商工観光部 商工労働課 (Tel.026-224-8343) 申請期間: ~令和2年6月5日
給付 (もらえる)	感染拡大防止のために 休業要請等に協力	県市町村連携 新型コロナウイルス 拡大防止協力金・支援金	新型コロナ特措法に基づく要請、又は県外から人を呼び込む観 光・宿泊施設等に対する休業等の検討依頼に応じて休業・時 間短縮等(4/23~5/6)を行った事業者が対象30万	長野県 (Tel.026-235-7945)
給付 (もらえる)	自粛などで業績が悪化 (売上半減)	持続化給付金	2020年で特に厳しい月(1~12月)の売上が前年比50%減の場 合、年換算した減収額を給付上限:中小200万円・個人事業100 万円	経済産業省 (Tel.0570-783183)
給付 (もらえる)	従業員に休んで もらう場合	雇用調整助成金(コロナ特例)	従業員の資金等を最大9/10まで助成 1人1日8,330円まで	相談コールセンター (Tel.0120-60-3999)
給付 (もらえる)	従業員に子供が いる場合	小学校休業等対応助成金	小学校等休校で労働者が有給休暇取得の場合、1日あたり8,330 円を上限に賃金相当額を助成	長野ハローワーク (Tel.026-228-1300)
給付 (もらえる)	個人事業主・ フリーランスで 子供がいる場合	小学校休業等対応支援金	小学校等休校で休業したフリーランスに1日あたり4,100円(定 額)を助成	相談コールセンター (Tel.0120-60-3999)
給付 (もらえる)	テイクアウトや 宅配等グループで、 事業の多角化に 取り組む場合	飲食・サービス業 新型コロナウイルス対策 応援事業	設備導入や販路開拓への助成(上限300万円)アドバイザー チームによる相談支援	長野県 産業労働部 営業局 (Tel.026-235-7248)
給付 (もらえる)	資金繰り支援のため クラウドファンディング を活用する	飲食・宿泊業 クラウドファンディング 活用応援事業費	事態収束後に利用できる食事券等を販売する仕組みの構築を支 援するため、クラウドファンディング手数料等を助成	長野県 産業労働部 営業局 (Tel.026-235-7248)
猶予 (延長)	消費税や法人税など納税が 難しい	納税の猶予の特例	収入が減少(前年同月比▲20%以上)した事業主は無担保かつ 延滞税なしで納税猶予(1年間)/固定資産税は軽減措置あり	長野税務署 (Tel.026-234-0111)
猶予 (延長)	感染拡大により期限内に確 定申告が困難	税務申請・納付期限の延長	従来令和2年3月までに申告予定であった確定申告を4月16日ま で延長4月17日以降も柔軟に確定申告を受付	長野税務署 (Tel.026-234-0111)
猶予 (延長)	社会保険料が 支払えない	健康保険料・ 厚生年金保険料が猶予	事業の休止や著しい損失があった場合に納付が1年間猶予	健康保険協会・組合 /日本年金機構
猶予 (延長)	テナント料が 支払えない	テナント料の猶予・減免	ビル賃貸事業者(貸し手)のメリットを増やすことで、賃料の 猶予・減免ができる制度(税務上の損金算入可能、国税・地方 税・社保料猶予、固定資産税等の減免など)・柔軟措置の要請	国土交通省 (Tel.03-5253-8111)
猶予 (延長)	電気・ガス・水道など 公共料金や電話代が 支払えない		支払期限を1~4か月延長	各事業者